

静岡県告示第494号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、静岡県資源管理方針を次のように変更したので、同条第6項の規定に基づき公表する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第1～7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1さんま」「別紙1－2まあじ」「別紙1－3まいわし太平洋系群」「別紙1－4するめいか」「別紙1－5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1－6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1－7まさば及びごまさば太平洋系群」「別紙1－8かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）」「別紙3－1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3－2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3－3まだい太平洋中部海域」「別紙3－4きんめだい太平洋系群」「別紙3－5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3－6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3－7さくらえび駿河湾水域」「別紙3－8いせえび太平洋中南部」「別紙3－9うるめいわし太平洋系群」「<u>別紙3-10ぶり</u>」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1－1)～(別紙1－8) (略)	第1～7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1さんま」「別紙1－2まあじ」「別紙1－3まいわし太平洋系群」「別紙1－4するめいか」「別紙1－5くろまぐろ（小型魚）」「別紙1－6くろまぐろ（大型魚）」「別紙1－7まさば及びごまさば太平洋系群」「別紙1－8かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。）」<u>「別紙1-9ぶり」</u>「別紙3－1とらふぐ伊勢・三河湾系群」「別紙3－2ひらめ太平洋中部海域」「別紙3－3まだい太平洋中部海域」「別紙3－4きんめだい太平洋系群」「別紙3－5しらす静岡県周辺海域（かたくちいわし太平洋系群、まいわし太平洋系群及びうるめいわし太平洋系群のしらすのうち、静岡県周辺海域で漁獲されるしらすのことをいう。）」「別紙3－6あわび類（くろあわび、めがいあわび）静岡県周辺海域」「別紙3－7さくらえび駿河湾水域」「別紙3－8いせえび太平洋中南部」「別紙3－9うるめいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙1－1)～(別紙1－8) (略) <u>(別紙1－9)</u>

	<u>第 1 特定水産資源</u> <u>ぶり</u> <u>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>静岡県ぶり漁業</u> (1) <u>当該知事管理区分を構成する事項</u> ① <u>水域</u> <u>②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域</u> ② <u>対象とする漁業</u> <u>静岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）</u> ③ <u>漁獲可能期間</u> <u>周年</u> (2) <u>漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。</u> <u>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を静岡県ぶり漁業管理区分に配分する。</u> <u>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。定置漁業については、免許統数及び許可統数は現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の管理は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる内容とする。</u> <table border="1"> <tr> <th>漁業の種類</th><th>漁獲努力量の管理内容</th></tr> <tr> <td>定置漁業</td><td>1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。</td></tr> </table>	漁業の種類	漁獲努力量の管理内容	定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。
漁業の種類	漁獲努力量の管理内容				
定置漁業	1 か統あたりの操業日数は年 355 日以内とする。				

(別紙 3—1) ～ (別紙 3—9) (略) (別紙 3—10) <u>第 1 水産資源</u> <u>ぶり</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（平成 28 年～令和 2 年）の平均値（946 トン）程度で維持することとする。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>静岡県漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>第 5 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。</u> <u>2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。</u> (別紙 3—1) ～ (別紙 3—9) (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。